

重要事項説明書

ぴっころきっず 谷町園

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	株式会社プライムツーワン
代表者氏名	代表取締役 佐藤 範夫
法人の所在地	北海道札幌市豊平区月寒東5条10丁目3-3
法人の電話番号	011-859-3393

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	ぴっころきっず谷町園
施設の所在地	大阪府中央区内久宝寺町3丁目1-9ヒガシ21ビル2階
連絡先	電話番号・FAX 06-4794-0066
管理者	施設長 佃 勝代
対象児童	2号又は3号の支給認定を受けた、生後6ヶ月から小学校就学前までの子ども
利用定員	2号認定子ども 45人 3号認定子ども 満1歳以上 18人 満1歳未満 6人
認可定員	0歳児 6人 1歳児 9人 2歳児 9人 3歳児 15人 4歳児 15人 5歳児 15人
開設年月日	2017年6月1日

3 施設の目的・運営方針

ぴっころきっず谷町園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4. 当園における設備の概要

建 物	鉄骨鉄筋コンクリート造 6階建2階部分
施設の内容	○乳児室⇒1室 30.23㎡ ○ほふく室⇒1室 23.17㎡ ○保育室⇒4室 15.18㎡、27.15㎡、27.25㎡、28.67㎡ ○調理室⇒24.55㎡ ○幼児用トイレ⇒6個 男児用トイレ⇒4個
その他	屋外遊戯場： 谷四錦郷公園 銅座公園 南大江公園

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員体制

	配置人数	常勤者	非常勤者	備考
保育所管理者	1 人	施設長 1 人		保育士
保育従事職員	18 人	保育士 12 人 (内、主任 1 人)	保育士 5 人	
調理従事職員	4 人	栄養士 1 人 調理師 2 人	調理師 1 人	

※開所時間内には、必ず複数の職員を配置（児童数に応じて加配）し、そのうち常勤（正規職員）の保育士が 1 人以上保育に当たります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7 時から 18 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、20 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時半から 16 時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7 時から 8 時半まで又は 16 時半から 20 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

※産休・育休にはいると、認定時間が変更になります。必ず区役所に確認していただき、いつから認定時間が変更になるか、園の方へもお知らせください

9 昼食等について

昼食・おやつ	○昼食・おやつは、全て園で用意します。 ○保護者の方へは、前月末までに翌月の給食だより（献立表）を配布します。
アレルギー等への対応	○アレルギーについては、食材除去など可能な限り対応します。 ○入園前の個別オリエンテーションで、除去食の対応が難しいと判断した場合は、お弁当の持参をお願いする場合があります。 あらかじめご了承ください。
衛生管理等	弊社各種マニュアル及び大阪市の指導を順守します。 尚、栄養士・調理師及び保育士・看護師は、毎月検便を行います。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
 - (1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払い方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障害のあるこどもとないこどもが共に育ちあうことを基本的な考え方として障がい児保育をおこなっています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ア 子どもの保護者から当事業利用の取消しの申し出があったとき。
- イ 子どもの居住地市区町村が当事業の利用継続が不可能であると認めたとき。
- ウ 子どもの居住地市区町村と協議のうえ適当と認められないとき。
- エ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1カ月前までに、責任者に対し退所届を提出するものとします。

14 保育室と保護者の連絡について

- (1) 保護者への情報の公開
 - ・毎日の保育内容の園内掲示
 - ・給食メニュー表の配信及び給食写真の展示
 - ・園だよりの配信（月に1回）
 - ・保護者懇談会の実施
 - ・個別連絡帳の作成

(2) 保護者の意見の反映

- ・クラス懇談の実施（年1～2回）
- ・個人懇談会による、個別意見の収集（入園時及び年に数回の実施）
- ・アンケート調査の実施
- ・日々の連絡帳による、保育士との意見の交換
- ・弊社本部への連絡先を明示し、保育園への意見や要望を、保育園のみならず、常に保護者が直接伝えられるよう工夫する。

(3) 個人面談

入園時及び年1回の定期個人懇談を実施し、個々の成長発達についての相談や、子どもに関する家庭と保育園相互の情報の交換を通し、家庭と保育園が同じ視点で子どもに接していけるよう、認識を深めることを目的とする。また、保護者側から意見を頂き、保育園運営に活かす。

(4) おたより

毎月発行し、保育の様子を幅広く伝えると共に、今後の保育の予定や保護者への連絡等を目的とする。

15 保育所のご利用に際し留意していただきたいこと

送迎について	自動車での送迎につきましては、近隣に迷惑のかからないよう、注意をして下さい。尚、ベビーカーをご使用の場合は、お預かり致しますのでお申し出下さい。
欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日の欠席連絡、又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までにご連絡下さい。
お迎えが遅れる場合 延長保育が必要な場合	当初のお迎え予定時刻までにご連絡ください。保育時間以外の時間につきましては、時間外(延長)保育となります。
毎朝の健康診断伝達	登園前に必ず体温や健康状態の確認を行って下さい。
感染症について	麻疹、百日咳、水疱瘡、流行性耳下腺炎、インフルエンザ等の感染症にかかった場合は、お休みして下さい。 医師の完治証明書により、登園許可させていただきます。
投薬について	医療行為に当るため原則として行いません。但し、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行う事ができます。必要がある場合は、個別にご相談させていただきます。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
不正受給について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなった時。 (2) 就労状況等の変化により、保育必要量の区分を短時間保への変更認定が必要であるとき。 (3) その他世帯の状況の変化により、支給認定の変更認定が必要であるとき。

16 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	たにまちこどもクリニック
医院長名又は医師名	川越 里佳
所在地	大阪市中央区久宝寺町 3-1-9 ヒガシ 21 ビル 1 階
電話番号	06-6946-3715

(2) 歯科

医療機関の名称	白石デンタルクリニック
医院長名又は医師名	白石 充
所在地	大阪市中央区久宝寺町 3-2-10
電話番号	06-6319-8211

17 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容態の変化等あった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

嘱託医	氏名 たにまちこどもクリニック 院長 川越 里佳 電話 06-6946-3715
	所在地 大阪市中央区久宝寺町 3-1-9 ヒガシ 21 ビル 1 階
嘱託歯科医	氏名 白石デンタルクリニック 院長 白石 充 所在地 大阪市中央区久宝寺町 3-2-10 電話 06-6319-8211
	管轄消防署名 中央消防署 所在地 大阪市中央区本町 2 丁目 1-6 電話 06-6947-0119
警察署	管轄警察署名 東警察署 所在地 大阪市中央区本町 1-3-18 電話 06-6268-1234

18 非常災害時の対策

防災管理者	氏名 佃 勝代		
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を月 1 回実施します。		
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・消火器		
避難場所	一時避難場所	錦郷公園	基幹避難場所 南大江小学校

(1) 引き渡しについて

災害時の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させる場合があります。

(2) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、本

園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

19 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 虐待防止に関する研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

20 要望・苦情等に関する相談窓口

苦情受付担当者	山本 美紀子
苦情解決責任者	佃 勝代
住 所	大阪府中央区久宝寺町3丁目 1-9 ヒガシ 21 ビル 2 階
電 話	06-4794-0066
e-mail	info@prime21h.co.jp
受付方法	文書・電話・メールなどの方法で相談・苦情を受付けます。

第三者苦情解決委員	中川 知也 田村 毅
電 話	中川 知也 電話 090-1644-7499 田村 毅 電話 090-9517-4009
受付時間	平日 9:00~17:00
受付方法	電話にて相談・苦情を受け付けます。

21 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

個人情報は、個人情報の保護に関する法律に準じて適切に取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 他の保育所等へ転園するとき

他の保育所等へ転園する際には、保育に関する記録等について入園予定の保育所等へ情報提供を行うことがあります。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市区町村に対し報告が必要なとき

保育の提供をするにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市区町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住まいの市区町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限り使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

届出のあった子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限り使用します。

22 賠償責任保険の加入（東京海上日動火災）

契約期間： 2024年3月31日～2025年3月31日（1年更新）

補償レベル： 1事故あたりの支払い限度額 施設・事業活動 500,000万円

23 園児の利用状況(毎年度5月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	5	6	4
1歳児	9	9	9
2歳児	9	9	9
3歳児	15	15	15
4歳児	14	12	15
5歳児	13	13	13

24 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	予定なし	
自己評価の実施状況	毎年度実施	ほぼ良好

25 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

別表

1 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乘せ徴収分、実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的		金額
ふとんリース	午睡用寝具のリース代		300円/月
保険料	賠償責任保険費等		350円/月
主食費・副食費	給食費(3歳児以上のみ)	主食費	1500円/月
		副食費	4500円/月
おむつ代	持参分が不足した場合のおむつ使用代金 (オムツのサブスク利用されていない方)		1枚50円
帽子代	お散歩時等で使用する帽子代		990円
教材費	おどろぐばこ・クレヨン はさみ・粘土他	3歳児以上	4500円/年
		2年目以降	1500円/年
遠足代(開催時)	遠足交通費等		実費 1000円程度

※Kao すまいる登園(オムツのサブスク) 月額 3,278円(支払い先は花王になります)

幼児：ふとんリース代・保険料	□座振替	毎月27日
乳児：ふとんリース代・保険料(年払い)	引き落とし	6月27日
教材費	□座振替	4月27日又は入園月
延長料金・おむつ代	現金	末日締め、翌月5日払い
	□座振替	毎月27日
主食費・副食費(3歳児以上)	□座振替	毎月27日
園帽子・氏名印(200円)	現金	入園時
遠足代(実費、1,000円程度)	現金	開催時

2 時間外保育に係る利用者負担

標準時間：7：00～18：00 保育短時間（コアタイム利用）：8：30～16：30

<認定時間を超えた利用は延長保育となります。>

項目	7時00分から 8時30分まで	16時30分から 18時00分まで	18時から20時まで
	30分ごと		
保育標準時間	—		200円
保育短時間	200円		
備考 利用者負担額の区分が、1又は2の世帯については、上記金額の2分の1の額を減免します。			

※また、保育の提供にあたって必要な費用であって、保護者負担が望ましいものについて、別途お支払いいただくことがあります。この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

3 チャレンジ教室受講代（受講希望者のみ）

	3歳	4歳	5歳
イングリッシュクラス	¥3,500/月	¥3,500/月	¥3,500/月
もじ・かずクラス	/	¥5,000/月	¥5,000/月
体操教室	¥2,500/月	¥3,000/月	¥3,000/月
もじ・かずクラス教材費	/	¥5,000/年	¥5,000/年

<運営会社>

〒062-0055

札幌市豊平区月寒東5条10丁目3-3 プライムビル3F

TEL (011) 859-3393

FAX (011) 859-3391

株式会社 プライムツーワン